

「固定式タブレット型検温器」の貸出基準について

公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が保有する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策用の「固定式タブレット型検温器」の貸出基準について以下のとおり定める。

1 貸出先

広島県内で開催する会議の主催者

2 対象とする会議

中国地区以上の地域を対象とした会議又は大会

3 貸出期間

原則として会議開始日の1日前から会議の終了日の翌日まで

4 引き渡し場所

原則ビューロー事務所とする。

なお、機器の設置については、主催者が行うこととし、その設置方法については、ビューロー職員が十分な説明を行うこととする。

5 費用

(1) 無償貸与とする。

(2) 貸与中において、貸与備品等をき損し、又は、滅失した場合は、これを現状に復し、又は、その損害を賠償しなければならない。

6 申込方法

所定の「固定式タブレット型検温器」借用申請書を、原則として貸与を希望する日の10日前までに提出するものとする。

7 その他

この基準に定めるもののほか、「固定式タブレット型検温器」の貸出について必要な事項は、MICE推進部を所管する常務理事が定める。